

# 佐世保工業高等専門学校奨学生選考委員会規程

(平成21年4月1日制定)

## (設置)

第1条 佐世保工業高等専門学校（以下「本校」という。）に、日本学生支援機構奨学生候補者の選考に関し必要な事項を審議するため、佐世保工業高等専門学校奨学生選考委員会（以下「委員会」という。）を置く。

## (審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- 一 日本学生支援機構高等専門学校本科奨学生候補者の選考に関する事。
- 二 日本学生支援機構高等専門学校専攻科奨学生候補者の選考に関する事。

## (組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- 一 学生主事
- 二 教務主事
- 三 事務部長
- 四 学生課長
- 五 各学級担任教員（申請者がいない学級の担任を除く。）
- 六 専攻科長（申請者がいない場合を除く。）

## (委員長)

第4条 委員会の委員長は、学生主事をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。

## (会議)

第5条 委員会は、委員の過半数の出席により成立する。

- 2 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

## (委員以外の者の出席)

第6条 委員長が必要と認めた場合は、委員以外の者を出席させることができる。

## (事務)

第7条 委員会の事務は、学生課において処理する。

## (雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、日本学生支援機構奨学生の選考に関し必要な事項は別に定める。

## 附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。